令和２年第３回那珂川町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

令和２年６月４日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１　報告第１号　令和元年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（町長提出）

日程第　２　報告第２号　令和元年度那珂川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について（町長提出）

日程第　３　報告第３号　令和元年度那珂川町水道事業会計繰越計算書の報告について（町長提出）

日程第　４　報告第４号　株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について（町長提出）

日程第　５　議案第１号　人権擁護委員の推薦意見について（町長提出）

日程第　６　議案第２号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について（町長提出）

日程第　７　議案第３号　那珂川町国民健康保険条例の一部改正について（町長提出）

日程第　８　議案第４号　那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（町長提出）

日程第　９　議案第５号　那珂川町介護保険条例の一部改正について（町長提出）

日程第１０　議案第６号　令和２年度那珂川町一般会計補正予算（第２号）の議決について（町長提出）

日程第１１　議案第７号　令和２年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の議決について（町長提出）

日程第１２　議案第８号　馬頭中学校校舎改修工事（Ａ棟）第Ⅰ期の請負契約の締結について（町長提出）

日程第１３　議案第９号　小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第Ⅱ期の請負契約の締結について（町長提出）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	福田浩二君	２番	大金　清君
３番	川俣義雅君	４番	益子純恵君
５番	小川正典君	７番	益子明美君
８番	大金市美君	９番	川上要一君
１０番	阿久津武之君	１１番	小川洋一君
１２番	鈴木　繁君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	髙林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武　勝君	住民課長	藤浪京子君
生活環境課長	髙瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君
子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井　亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤　武		

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（鈴木　繁君）　ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木　繁君）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎報告第１号の上程、報告

○議長（鈴木　繁君）　日程第１、報告第１号　令和元年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　皆さん、おはようございます。

連日、定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、昨日、一昨日と２日間、一般質問で貴重なご提言等を賜りましてありがとうございます。

ただいま上程されました報告第１号　令和元年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和元年度繰越明許費につきましては、去る３月定例会において繰越明許費として議決いただいたもので、地方道路交付金事業や馬頭中学校及び小川中学校の施設整備事業など10事業について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議

会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

〇議長（鈴木　繁君）　企画財政課長。

〇企画財政課長（益子雅浩君）　補足説明申し上げます。

令和元年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

その内容でありますが、４款衛生費、２項清掃費、災害廃棄物処理事業は、台風19号に係る災害廃棄物の処理に係る経費として1,112万6,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が556万2,000円、一般財源が556万4,000円となりました。

５款農林水産業費、１項農地費のうち、棚田地域振興緊急対策事業は、中山間地域等直接支払制度に係るシステム導入経費として250万円を繰り越したもので、その財源は県支出金が250万円となりました。

農地諸費は、農業用ため池長寿命化計画作成に係る経費として310万円を繰り越したもので、その財源は県支出金が300万円、一般財源が10万円となりました。

なお、担い手確保・経営強化支援事業の繰越しにつきましては、県補助金の事業が採択にならなかったため事業を行わないことから、繰越しはいたしませんでした。

７款土木費、１項土木管理費、地籍調査事業は、大内Ⅷ地区、大那地Ⅰ地区の測量調査に係る経費として2,600万円を繰り越したもので、その財源は県支出金が1,828万8,000円、一般財源が771万2,000円となりました。

２項道路橋りょう費のうち、地方道路交付金事業は、町道76号線の道路改良に係る経費のほか、薬利新橋の橋梁長寿命化に係る経費として9,204万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が4,999万3,000円、地方債が3,100万円、一般財源が1,104万7,000円となりました。

町道改良舗装事業は、町道一渡戸大島線、三川又川崎線の道路改良に係る経費として2,689万円を繰り越したもので、その財源は地方債が2,200万円、一般財源が489万円となりました。

９款教育費、３項中学校費のうち、馬頭中学校施設整備事業は、校舎の改修工事に係る経費として１億2,000万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が3,300万円、地方債が7,800万円、一般財源が900万円となりました。

小川中学校施設整備事業は、校舎の改修工事に係る経費として１億3,600万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が3,300万円、地方債が8,600万円、一般財源が1,700万円

となりました。

５項保健体育費、体育施設維持管理事業は、町民プールの設計に係る経費として3,003万円を繰り越したもので、その財源は地方債が1,430万円、一般財源が1,573万円となりました。

10款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧事業は、台風19号による被害の復旧に係る経費として5,475万7,000円を繰り越したもので、県支出金が5,106万9,000円、その他として受益者分担金が242万1,000円、一般財源が126万7,000円となりました。

以上で繰越計算書の報告を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　報告が終わりました。

以上で報告第１号を終わります。

◎報告第２号の上程、報告

○議長（鈴木　繁君）　日程第２、報告第２号　令和元年度那珂川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました報告第２号　令和元年度那珂川町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

令和元年度事故繰越しにつきましては、令和元年度一般会計予算のうち、畜産振興事業費のうち家畜伝染病予防対策事業に関わる経費195万9,000円を事故繰越しとして令和２年度に繰り越したものであり、地方自治法施行令第150条第３項の規定に基づき、事故繰越し繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木　繁君）　企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君）　補足説明申し上げます。

令和元年度那珂川町一般会計事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

その内容でありますが、５款農林水産業費、１項農業費、畜産振興事業費は、家畜伝染病予防対策事業に係る経費として195万9,000円を繰り越したもので、その財源は一般財源であります。

本事業は、豚熱対策のため防護柵を設置する養豚事業者に対し支援する事業でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、防護柵の資材調達が困難となり、年度内に工事が完了しないこととなったため、やむを得ず事故繰越しをしたものであります。

以上で繰越計算書の報告を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　報告が終わりました。

以上で報告第２号を終わります。

◎報告第３号の上程、説明

○議長（鈴木　繁君）　日程第３、報告第３号　令和元年度那珂川町水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました報告第３号　令和元年度那珂川町水道事業会計繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

水道事業において、予算の一部を令和２年度に繰り越したため、地方公営企業法の規定により、議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木　繁君）　上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩君）　補足説明を申し上げます。

今回の報告につきましては、地方公営企業法第26条第１項の規定に基づき、建設改良費の一部を令和２年度へ繰越しを行いましたので、同条第３項の規定に基づき議会へ報告するものでございます。

繰越しした事業は川崎浄水場送水管布設工事で、工期延長に伴い事業費2,800万円を繰越ししたものでございます。

詳細につきましては、繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　報告が終わりました。

以上で報告第３号を終わります。

◎報告第４号の上程、報告、質疑

○議長（鈴木　繁君）　日程第４、報告第４号　株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました報告第４号　株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、議会に報告するものです。

令和元年度第19期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、設備の故障等による臨時休業があったものの、入館者数は前期より約4,000人増の9万9,000人となり、売上高及び営業外収益の合計は7,476万8,000円となりましたが、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた収支は利益を生むことができず、当期純損失は1,275万9,000円となりました。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休業しておりましたが、開館後につきましては、前期に実施してきました経営改善をさらに進め、何度も施設に足を運んでいただけるよう会社とも連携を密にして、引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木　繁君）　産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井　亮君）　それでは、別紙資料に基づきまして概要を説明いたします。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品、物産品店等の経営、不動産の管理業務を行っております。

会社の経営状況について、第19期定時株主総会決算報告並びに事業計画書をご覧ください。

まず、５ページをお開きください。

５ページ、貸借対照表の内訳ですが、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は2,559万395円、機械等の固定資産の金額は841万9,969円で、資産の合計金額は3,401万364円です。

負債の部、買掛金等の流動負債合計額は647万4,014円です。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金はマイナス246万3,650円で、うち繰越利益剰余金については８ページをご覧ください。

８ページ、株主資本等変動計算書ですが、当期首残高繰越利益剰余金はマイナス3,970万4,399円から、さらに当期純損失1,275万9,251円を差し引いたマイナス5,246万3,650円を当期末繰越利益剰余金として計上しています。

５ページに戻ります。

負債の部、純資産の部の合計は3,401万364円です。

続きまして、６ページに入ります。

６ページ、損益計算書の内訳ですが、売上高は7,426万6,732円で、うち入場料は3,639万2,150円です。これから売上原価1,373万455円、販売費及び一般管理費7,358万8,011円を差し引くと1,305万1,734円の営業損失となり、営業外収益50万1,986円を加えると1,254万9,748円の経常損失で、固定資産除却損と法人税等を差し引きまして1,275万9,751円の当期純損失となりました。

続きまして、７ページに入ります。

販売費及び一般管理費の内訳ですが、人件費3,630万4,353円、経費3,728万3,658円で、合計7,358万8,011円です。

次に、８ページは先ほど申し上げましたが、株主資本等変動計算書の内訳です。

次に、９、10ページでございますが、個別注記表でありまして、次の11ページは役員、監査結果について記しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

12ページからは、令和２年度第20期事業計画です。

事業計画、年間入場者目標は、温泉施設のＰＲと施設内サービスを向上させることで10万人と定めております。

年間収支計画、14、15ページでは、第20期の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益の目標を定め、当期純損失を最小限とする計画となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

３番、川俣義雅議員。

○３番（川俣義雅君）　幾つか質問させていただきます。

１つ目には、１ページ、入場者数が18期に比べて、町長からも話がありましたけれども約4,000人増えています。19期は９万9,345人と、ほぼ10万人に達しています。しかしながら、売上高を見ると、18期に比べて19期はマイナス857万というふうになっています。

入場者数が4,000人増えたにもかかわらず、売上高がマイナス857万というのはどういうことなんでしょうか。その理由をお聞かせいただきたいと思います。

２つ目に、施設修理工事が入ったということがありますけれども、その修理工事のために臨時休館した日数を教えていただきたいと思います。

それから、２ページです。

従業員の数が、この表が間違っていると思うんですが、合計が違っています。これはよく見ていただきたいと思います。

それで、18期に比べると、正社員が１名減で３名から２名になって、それからパート職員が全部合わせて21名だったのが18名体制になっています。合計３名減っています。この３名なんですが、なぜ減らしたのでしょうか。

それから、正社員が３名から２名ということで、そのまま今年度もいくということでありますけれども、３名から２名に正社員が変わる、減ったことで、何が変わるんでしょうか。

12ページにいきます。

臨時休館日を減らす対策はどのようなものがあるのでしょうか。

それから、もう一つ。10万人目標と言いますけれども、なぜ入場者は10万人が目標なんでしょうか。先ほど言いましたように、昨年もほぼ10万人には達成しているのです。臨時休館日を減らせば10万人は達成できると私は思うんですが、なぜその10万人なんでしょうか。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井　亮君）　それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、入場者数が増えているのに収入が減ったということでございますが、７月から入館者数230万人の記念ということで、入館料を100円値下げして運営をしておりました。これも一つの原因かなと。もう一つが、先ほど申し上げました臨時休業、故障によりまして営業できませんでしたので、その辺が影響しまして減という形になったと考えております。それと台風19号、そういった影響もございます。

２点目の修繕工事の日数でございますが、手元ではちょっと日数的なものを持ってきておりませんが、10月の下旬から１週間程度完全休業をいたしまして、その後、女子の浴室を使いまして、交換といいますか、入替え制による営業をいたした期間が11月から12月下旬までということでございます。もう一つが、３月の下旬、11日から28日、それまでの休業でございます。

３点目の従業員数につきましては、減ということでございますが、ハローワークのほうに求人を募集しまして、人員の補充等をしたところでございますが、なかなかその申込みがなかったということで、現体制でやっているところです。

また、正職員の３名から２名にということでございますが、これについては、この体制で営業ができるということでやってきたところでございます。

もう一点、臨時休業を減らすためにということでございますが、温泉施設につきましては、保守管理等の業務委託等を行いまして、日々、機器等の点検等を行っているところでございますが、開館いたしまして20年近くなってきておりますので、相当施設等の機器等も傷んでいるという状況でございますので、近い将来、全面改修的な部分の工事等も必要かなと考えているところでございます。

もう一点、本年度の、本期の入場者目標でございますが、10万人ということに設定させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、４月、５月につきましては営業をしてございませんので、その辺を見込みまして10万人としたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　３番、川俣義雅議員。

○３番（川俣義雅君）　資料の２ページ、人数の計算が間違っているということは、これ発表ないんですか。従業員の状況です。合計のところが、内正社員（３）となっているでしょう。これ、（２）ですね。それから、その右側、内パート社員（18）というところが、実際には

（16）ですね。

あまりにも何か初歩的な間違いがあって、どうも信用できないんですけれども、これぐらいは正確に書いていただきたいと思います。

それで、１つだけ質問をします。

昨年度７月までは正社員が３名体制でやってきました。３名には３名なりの根拠があってそうだったと思うんですが、どんな根拠で正社員が３名だったのでしょうか。それを２名に減らしてやっていけるというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（鈴木　繁君）　川俣議員、これ報告の中で、内部的なことに関してはではなくて、この報告に関して確認とかという形なんで、理事会等で審議された内容等の質疑はこの場ではお控えいただきたいと思うんですけれども。質問等を変えてお願いできればと思うんですけれども。

３番、川俣義雅議員。

○３番（川俣義雅君）　いや、従業員の数がやっぱり違っているので、それでやっていけるのかどうなのかとやっぱり心配なんですよ。労働基準法とか、それから就業規則の中でも労働時間は週40時間というふうに書かれていますよね。そういうのが２名体制できちんとできるのか。正社員がいなくなる、そういう時間帯というのは必ず生まれると思うんですけれども、そういうときの責任者はどうなるんでしょうか。そういうことを心配して質問をしています。

○議長（鈴木　繁君）　産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井　亮君）　今のご質問につきましては、会社内部のことでございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（鈴木　繁君）　３番、川俣義雅議員。

○３番（川俣義雅君）　会社内部のことって、その内部の状況が営業報告書ということで出ているでしょう。その中身について質問しているんですよ。答えないんだったら報告する意味がないじゃないですか。どうなんですか。

○議長（鈴木　繁君）　産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井　亮君）　先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（鈴木　繁君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木　繁君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第４号を終わります。

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木　繁君）　日程第５、議案第１号　人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました議案第１号　人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第６条第３項において、町長は市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております大金典夫氏は、本年９月30日をもって現在の任期が満了となります。

大金典夫氏は、平成26年10月１日から２期６年間、人権擁護活動にご尽力いただいているところであり、その職責を果たしてこられました。改めて感謝と敬意を表する次第であります。

このたび同氏の任期満了に伴い、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任として大金美江氏を人権擁護委員に推薦したいと存じます。

大金美江氏は、教論として長く義務教育に携わり、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、薄井秀雄氏、石川周一氏、山口雅夫氏、小祝邦之氏、川上弘之氏、縣千恵子氏、大金典夫氏の７名でありますが、大金典夫氏の後任として大金美江氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木　繁君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第１号　人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木　繁君）　日程第６、議案第２号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました議案第２号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法の施行により、那珂川町の関係する３条例について、一括して改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木　繁君）　総務課長。

○総務課長（岩村房行君）　補足説明をいたします。

参考資料をご覧ください。

改正理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法の施行に伴いまして、那珂川町の関係する３条例に所要の改正を行うもので、３条立てであります。

大きな改正点は２点で、まず１点は、このデジタル手続法により法律名称の改正でありまして、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」、いわゆる「情報通信技術利用法」が、「情報通信を活用した行政の推進等に関する法律」、いわゆる「情報通信技術活用法」と改正された点であります。

２点目に、このデジタル手続法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、マイナンバー通知カードの発行が終了し、再発行に係る手数料がなくなった点でございます。

今回、一部改正となる条例は、那珂川町固定資産評価審査委員会条例、那珂川町税条例、那珂川町手数料条例の３条例でございます。

改正の概要は、第１条は、那珂川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正で、第６条中、法律の名称の改正、適用条項の削除及び法改正による適用条項の改正でございます。第10条は、法律の名称の改正及び法改正による適用条項の改正でございます。

第２条は、那珂川町税条例の一部改正で、第５条中、法律の名称の改正及び法改正による適用条項の改正でございます。

第３条は、那珂川町手数料条例の一部改正で、第７条の２中、法律の名称の改正及び法改正による適用条項の改正でございます。別表第１の一部改正は、法律の名称の改正及び法改正による適用条項の改正、文言の追加のほか、マイナンバー通知カードの再発行の中止により項目を削除するものでございます。

本文附則は施行日を定めたもので、公布の日から施行するとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第２号　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木　繁君）　日程第７、議案第３号　那珂川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました議案第３号　那珂川町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与等の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するため、那珂川町国民健康保険条例について所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木　繁君）　住民課長。

○住民課長（藤浪京子君）　補足説明を申し上げます。

別紙、参考資料に基づき、主な改正内容をご説明いたします。

まず、（１）傷病手当金の対象者ですが、給与等の支払いを受けている被保険者で、療養のため労務に服することができない者となります。労務に服することができないとは、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり、感染が疑われる場合に限ります。

次に、（２）支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた期間で、支給を始めた日から起算して１年６月を超えない期間となります。

次に、（３）傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除した金額の３分の２に相当する金額となります。

次に、（４）傷病手当金と給与等との調整については、給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しないこととなります。ただし、受けることができる給与等の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給することとなります。

次に、（５）適用期間は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となります。

施行日につきましては、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第３号　那珂川町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木　繁君）　日程第８、議案第４号　那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました議案第４号　那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者に対し、一定期間に限り傷病手当金を支給できるよう、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を一部改正したことに伴い、町で申請書を受け付けられるよう、那珂川町後期高齢者医療に関する条例を一部改正するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木　繁君）　住民課長。

○住民課長（藤浪京子君）　補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことにより、那珂川町後期高齢者医療に関する条例第２条、町において行う事務に、第８号、「広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を追加し、「第８号」を「第９号」に改めるものです。

施行日につきましては、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第４号　那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木　繁君）　日程第９、議案第５号　那珂川町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました議案第５号　那珂川町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和２年４月１日に施行されたことに伴い、町条例においても所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木　繁君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君）　補足説明申し上げます。

別添の参考資料に基づき説明いたします。

今回の改正は、令和元年10月に消費税率が10％に引き上げられたことに伴い、低所得者の介護保険料の軽減率の引上げを行うものです。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正により、負担割合と対象者が拡充されたため、町においても条例を一部改正し、低所得者の介護保険料額を変更するものです。

改正する条例名は、那珂川町介護保険条例です。

改正内容は、第２条、保険料率、所得の少ない第１号被保険者に対する保険料の軽減で、第２項は、所得段階第１段階に該当する者の介護保険料を２万5,538円から２万430円に、第３項は、所得段階第２段階層に該当する者の介護保険料を４万2,563円から３万4,050円に、第４項は、所得段階第３段階層に該当する者の介護保険料を４万9,373円から４万7,670円に、それぞれ軽減するものです。

附則の施行期日は公布の日からとするもので、適用は令和２年４月１日からとするものです。

経過措置は、令和２年度以降の保険料について適用し、令和元年度以前の保険料については、従来の例によるものとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　７番、益子明美議員。

○７番（益子明美君）　それぞれ第２項、第３項、第４項に該当する対象者数をお知らせください。

○議長（鈴木　繁君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大森新一君）　令和２年度当初予算ベースでの数字を申し上げます。

第１段階は877名、第２段階487名、第３段階406名、合計で1,770名となります。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木　繁君）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第５号　那珂川町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時１５分

○議長（鈴木　繁君）　再開します。

　ここで、産業振興課長より説明があります。

　産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井　亮君）　先ほどの報告第４号　まほろばおがわの経営状況の中で、川俣議員のご質問でございました従業員数の合計額が誤っておりましたので、この点につきましては、会社にお伝えをし、訂正をするように進めさせていただきたいと思います。

　以上です。

◎議案第６号、議案第７号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木　繁君）　日程第10、議案第６号　令和２年度那珂川町一般会計補正予算（第２号）の議決について、日程第11、議案第７号　令和２年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の議決について、以上２議案は関連がありますので、一括議題とします。

　提案理由の説明を求めます。

　町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました議案第６号及び議案第７号　令和２年度那珂川町一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

　まず、一般会計補正予算から申し上げます。

　今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業及びＩＣＴ環境整備事業などを計上するものであります。

　その補正額は２億1,000万円となり、補正後の予算総額は98億1,000万円となりました。

　歳出予算の主なものを申し上げますと、第１は教育費で、小・中学校のＩＣＴ環境整備事業や図書館環境充実のための事業などに１億3,422万3,000円を計上しました。

　第２は商工費で、中小企業への支援金や利子補給事業に5,450万円を計上しました。

　第３は農林水産業費で、中山間地農業ルネッサンス事業費やスマート農業推進事業などに1,181万1,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は国・県支出金、町債のほか、繰越金を充てることといたしました。

なお、新型コロナウイルス緊急対策資金利子補給事業の実施に当たり、債務負担行為を新たに定めることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計でありますが、今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に伴い、新たに傷病手当金を支給するために保険給付費を増額するものであります。

その結果、補正額は100万円の増額となり、補正後の歳入歳出の総額は21億4,100万円となりました。

これに要する財源は、県支出金を充てることといたしました。

以上、一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木　繁君）　企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君）　一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の４ページをご覧ください。

第２表、債務負担行為は、新型コロナウイルス緊急対策資金利子補給金を債務負担行為に定めるもので、期限は令和２年度から令和３年度まで、限度額は500万円であります。

第３表、地方債補正でありますが、小・中学校のＩＣＴ環境整備事業に係るもので、小学校整備事業に1,500万円、中学校整備事業に1,000万円を追加することといたしました。

８ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算、事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金の補正額は１億34万5,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１億12万5,000円及び個人番号カード交付事業費に係るもの、22万円であります。

２目民生費国庫補助金の補正額は85万3,000円の増で、子ども・子育て支援交付金63万3,000円は放課後児童クラブ運営事業費に係るもの、子ども・子育て支援事業費22万円は児童手当支給事業費に係るもの。

５目教育費国庫補助金の補正額は5,297万円の増で、そのうち、小学校費補助金は3,386万1,000円の増で、情報通信ネットワーク環境整備費1,392万円及び情報機器整備費1,804万5,000円、家庭オンライン学習環境整備費189万6,000円で、小学校の学校管理諸費に係るも

の。

中学校費補助金は1,910万9,000円の増で、情報通信ネットワーク環境整備費832万5,000円及び情報機器整備費963万円、家庭オンライン学習環境整備費115万4,000円で、中学校の学校管理諸費に係るものであります。

15款２項２目民生費県補助金の補正額は63万3,000円で、子ども・子育て支援交付金は放課後児童クラブ運営事業費に係るもの。

４目農林水産業費県補助金の補正額は450万円の増で、中山間地農業ルネッサンス事業費に係るものであります。

19款１項１目繰越金の補正額は2,560万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款１項４目雑入の補正額は９万4,000円の増で、東日本大震災農業生産対策交付金の返還金であります。

９ページに入ります。

21款１項５目教育債の補正額は2,500万円の増で、小学校債の1,500万円は小学校のＩＣＴ環境整備事業に係るもの。

中学校債の1,000万円は中学校のＩＣＴ環境整備事業に係るものであります。

10ページ、歳出に入ります。

２款１項４目財産管理費の補正額は221万3,000円で、庁舎維持管理費は消毒用品及び検温器の購入に要する経費であります。

４項１目戸籍住民基本台帳費の補正額は22万円で、個人番号カード交付事務費は通知カード、個人番号カード関連事務に係る経費であります。

３款２項３目児童措置費の補正額は223万円で、児童手当支給事業費33万円は児童手当システムの改修に係る委託料。

放課後児童クラブ運営事業費190万円は、小学校の休業に伴う開所時間延長分の委託料であります。

５款１項３目農業振興費の補正額は1,171万6,000円で、中山間地農業ルネッサンス事業費450万1,000円は集落協定に係る情報入力業務委託料。

農業振興諸費721万5,000円は、農業用ドローンや自動操舵補助システムなどの購入を支援するスマート農業推進事業に係る補助金であります。

４目畜産業費の補正額は畜産振興事業費９万5,000円で、平成25年度に実施した東日本大震災農業生産対策交付金の返還金であります。

11ページに入ります。

６款１項２目商工業振興費の補正額は5,450万円で、商工業振興費4,500万円は国の持続化給付金に該当をしない事業者を支援する中小企業等支援交付金。

中小企業振興資金事業費950万円は、新型コロナウイルス緊急対策資金の利子補給及び保証料補助に係る経費であります。

８款１項５目災害対策費の補正額は480万3,000円で、災害対策費は、避難所での感染症対策用品及び予防用品の備蓄に要する経費であります。

９款２項１目学校管理費の補正額は7,462万4,000円で、学校管理諸費は、３小学校のＩＣＴ環境整備事業として、校内通信ネットワークの環境整備やタブレット端末、モバイルルーターなどの購入に要する経費であります。

３項１目学校管理費の補正額は4,642万9,000円で、学校管理諸費は、２中学校のＩＣＴ環境環境整備事業として、校内通信ネットワークの環境整備やタブレット端末、モバイルルーターなどの購入に要する経費であります。

４項３目図書館費の補正額は1,160万円で、図書館管理運営費は、電子書籍導入費及び書籍の消毒器や蔵書の購入に要する経費であります。

12ページに入ります。

５項３目給食センター費の補正額は157万円で、学校給食センター管理運営費は、学校給食関連事業者への支援に要する補償費を計上するものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　住民課長。

○住民課長（藤浪京子君）　続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書８ページ、事項別明細書により、歳入から申し上げます。

５款県支出金、１項１目保険給付費等交付金の補正額は100万円の増で、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に対する特別調整交付金であります。

９ページ、歳出に移ります。

２款保険給付費、６項１目傷病手当金の補正額は100万円で、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するため補正するものです。

以上で一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示しください。

質疑はありませんか。

11番、小川洋一議員。

〇１１番（小川洋一君）　それでは、一般会計補正予算の10ページ、農林振興費の補助金。先ほどスマート農業推進事業というわけで、ドローンの購入ということが言われました。721万5,000円、これについてちょっと質問、４つほどお聞きいたします。

まず、このドローンに対してですけれども、補助対象ですね。補助対象はドローン本体のみか、それとも付属品をつけての対象になるか、それが１点目。

２点目が、資格ですね。農業というのがついていますので、農業人、法人とか農事法人、またそういうのに限られるのか、それとも一般誰でもこの対象資格はあるのか。

３番目に、補助率ですね。補助率は何％くらい補助率があるのか。

４点目として、上限ですね。補助率に、補助率じゃなくて、金額にして上限は幾らまでか。

この４点についてお尋ねいたします。

〇議長（鈴木　繁君）　産業振興課長。

〇産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井　亮君）　それでは、スマート農業に関しますご質問にお答えいたします。

まず、１点目の本体のみかということでございますが、この補助制度につきましては、補助を受ける前に事業計画書の提出をいただきます。その中で、その事業に要する機械、機器の内容が判明いたしますので、基本的には、農業であれば薬剤散布等できるような設備を搭載しました付属品一式ということで考えてございます。

２の資格、対象者ということでございますかね。対象者につきましては、認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人、農業生産法人などでございます。

３点目の補助率でございますが、機械購入費の２分の１以内ということで、上限につきましては300万円ということになってございます。ただし、１申請者の令和２年から令和６年までの合計額ということで、300万円を限度としてございます。

以上です。

〇議長（鈴木　繁君）　11番、小川洋一議員。

〇１１番（小川洋一君）　２回目の質問をいたします。

この対象、本体のみかという、これ聞いたわけでございますが、現在ドローンを使ってい

る方が那珂川町にもいます。その人から、また我々の仲間であった吹場寿郎君も使っておりました。この本体だけでも150万するそうです。付属品、これバッテリーだけでも１個８万からするそうです。そうすると、これどんなことがあってもこのバッテリー１個で10分しかもたないそうです。そうすると４個は必要だと。それに散布器具、こういう付属品を混ぜると100万はかかるそうです。本体プラス付属品で250万くらいのやっぱり１つのドローンでかかるみたいですね。先ほど言われたように、計画書を出してそれの２分の１を補助率出していただければ、300万になっても150万だから本体のみで買えるということで、なかなかこれはいいことだなと思っております。

また、あと、このドローンというのは講習が必要だと、免許が必要だと。この免許はどのくらいかかるのか、免許講習というのはどこでやっているのか。

それと、あと、これ認定された場合、今まで農業機械というのは、認定された場合は次の年から作業日誌とかいろいろな報告事項があると思うんです。このことについては、このドローンについてはどう考えているのか。

また、このスマート農業推進事業、これはどのように周知しているのか、するのかですね。

その３点、お願いします。

○議長（鈴木　繁君）　産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井　亮君）　それでは、再質問でございますが、まず、講習。基本的に資格、免許等は必要ないところでございますが、ある程度の講習を受講する、しなくてはならないというような決まりになってございまして、費用につきましては、講習を行っています事業者によって違いはございますが、約20万円程度かかるのかなと。日数につきましては、２日から５日ということでやられております。その事業者につきましては、県内幾つか、近くですと大田原でやっているところでございます。

もう一点、補助を受けて、その後、実績報告等に関することでございますが、この補助事業につきましては、基本的に一番最初にその事業計画の内容の審査をします。その中で、事業計画が出てきておりますので、その後、購入後の継続した報告というものは求めてございません。

また、今回の補助事業の周知方法につきましては、町の広報等、また農業者団体を通じまして農業者にお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　11番、小川洋一議員。

○１１番（小川洋一君）　このドローンの講習会、免許にならないというわけですけれども、私が調べたところ、これはやっぱり20万くらいかかるそうです。やっぱり講習は１週間なり10日かかるみたいです。これは大田原でやっているんですけれども、やっぱりこれは自己負担になるかなとは思うんですけれども、こういう余計なこと、余計といってはあれですけれども、費用がかかります。こういうこともやっぱり計画書の中に入れていただいて、補助対象にできればいいかなと思っております。

それから、事後報告はいらない、この事業に限ってはないというわけですけれども、ある程度はやっぱりこういうことについて、やっぱりどのようなことをやっているかということは、産業振興課あたりは把握しておく必要があるんではないかと思います。

それから、昨日、農協に行きました。このことについて、まだ農協はこういうことは全然知らない。烏山地区でもやっぱりこのコロナ対策の事業で農業関係のやつはやっていないんじゃないかと、那珂川町だけがやっていると、こういう事業はすごくいいと。農協もこのことに対しては、ぜひともこちらのほうに問い合わせてやりたいということを言っておりました。

そういうところをやっぱり生かして、那珂川町の基幹産業は農林業です。町長はじめ執行部のほうから、こういういろいろな補助事業をこの農林業に使っていただく。本当に我々、農林業に対してはいいことだなと思っております。これからも、やっぱり行政だけじゃなくて、そういう関係機関ともタイアップして、那珂川町の農業が発展するように努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　答弁はよろしいですか。

〔「お願いします。」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井　亮君）　関連団体との連携ということでございましょうか。それで、日頃から情報交換を行いながら、農林業の発展のために推進をお互いやっているところでございます。

周知につきましては、本日の補正予算が議決されませんと周知もできないということでございましたので、その辺はご了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　ほかに質疑はありませんか。

７番、益子明美議員。

○７番（益子明美君）　一般会計補正予算についてお伺いいたします。

まず、１点目、歳入、９ページの教育債の起債の種類について伺います。

２点目、これは歳出の11ページ、９款３項１目教育費の学校管理費の中に、ＩＣＴ教育の推進ということでＧＩＧＡスクール構想を掲げて整備される予定ですが、小学校、中学校ともにその経費、費用だと思うんですが、この18節の負担金、補助及び交付金の98万円というのはどういった内容なのかお伺いします。

それから、その下、９款４項３目の図書館費、蔵書数を増やしたり、電子書籍の導入経費ということでありますが、蔵書数はどのくらい増やすのか。それから、電子書籍の導入経費としては具体的にどういった内容になるのか、それに関して委託料というのは、電子書籍を導入することによって委託費が増えたというふうに考えていいのかお伺いします。

そして、全体的なことなんですけれども、国・県・町と様々な給付金事業が増えて、分からないことがたくさん、町民の方、多いんですね。せっかくこの補正予算、可決された際には、町の給付金等を活用していただくということをよく町民の方に分かっていただくために、どういったお知らせにしていくのか。

それから、中小企業支援交付金などに関しては、問合せ等窓口に来ることも増えると思いますので、特別な窓口等を設置する考えはあるのかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君）　ご質問の１点目の教育債の種類でございますが、学校教育施設等整備事業債、これを起債したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君）　９款教育費、２項小学校費、１目学校管理費の14節、それから17節についてはＩＣＴ整備事業で、益子議員のおっしゃるように、ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けての補正予算になります。

また、９款３項中学校費、１目学校管理費の工事請負費、17節備品購入費につきましても同様でございます。

なお、18節の負担金、補助及び交付金につきましては、２中学校の修学旅行の延期等に伴うキャンセル料等に対する支援補助ということになります。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井　亮君）　それでは、中小企業等への振興資金等の質問でございますが、周知の方法ということでございますが、周知につきましては、一連のホームページを使っての周知を考えておりますが、そのほかにも関係機関、商工会、金融機関等にお願いをいたしまして、周知のほうを図ってまいりたいと考えてございます。

もう一点の窓口、特別に窓口を設置するかということでございますが、基本、コロナウイルス感染拡大防止ということで、郵送を基本に考えていただいているところでございます。さきに行いました休業補償、休業に対します交付金につきましても、７割程度が郵送というような形の申込みでございますので、現在は窓口の設置は考えてございませんが、状況に合わせまして、必要であれば考えてまいります。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君）　図書館の図書館費の質問にお答えいたします。

１点目の蔵書数につきましては、図書の単価は違うんですけれども、平均単価で算出しますと約2,400冊の図書の購入を予定しております。

それと、２点目と３点目の電子図書の導入経費、委託料の件につきましては、委託料で電子書籍の初期導入費と当初の電子書籍の導入を見込んでおりまして、使用料のほうで電子図書、電子図書館のクラウドの利用料を見込んでおります。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　７番、益子明美議員。

○７番（益子明美君）　了解いたしました。

ただ、給付金関係なんですけれども、もう少し那珂川町としてきめ細やかな、国・県・町、こういった様々な給付金があって、どこどこで手続ができますよとか、一覧表みたいなものを作られたほうがいいのかなというのは、前回にも申し上げたつもりなんですけれども、他自治体では、新聞折り込み等に一覧表として掲示して、住民の方には分かりやすくできていますし、今回も、国の給付金などに関しても何だかよく分からないという問合せをよく受けるんですね。さらに、そして町というふうになると、その違いとか、じゃどこにどうやってというのはなかなか分かりにくい状況があります。ホームページを見られる方ばかりではないと思いますので、その辺、きめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木　繁君）　答弁を求めますか。

〔「もし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　町長。

○町長（福島泰夫君）　ただいまのご指摘、私ももっともだと思いますので、庁内で今のご意見を参考といいますか、今のご意見を庁内で諮らせていただいて、できれば、そんな方向に持っていけば町民に優しいと考えますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木　繁君）　ほかに質疑はありませんか。

９番、川上要一議員。

○９番（川上要一君）　ＩＣＴ環境整備について、お伺いをしたいと思います。

当町の全児童・生徒、全小・中学校に関して、ＩＣＴ事業が、環境整備事業が取り入れられるわけでございますが、各教室にＷｉ－Ｆｉの環境整備、１Ｇｄｐｓが環境整備されたということなんですが、昨日の町長の答弁にもありましたように、当町のケーブルテレビネットワークが光通信と同軸のハイブリット方式なんで、相当、今の光、民間でやっている光通信から比べると本当に50分の１ぐらいに遅くなって、フリーズ等の障害もあるというようなことが利用者から聞かれます。

それで、この小・中学校のＷｉ－Ｆｉに外線から引くのも、そこがネックになってフリーズ等が起こらないか何かちょっと心配なんですが、専門家の助言もあると思うんですが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木　繁君）　学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君）　川上議員のご質問にお答えいたします。

今後、入札等行いまして、専門の業者と、今の議員にご心配いただいたように、フリーズ等起こらないような対応になるネットワーク環境設備工事を進めていきたいと思っております。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　ほかに質疑はありませんか。

２番、大金　清議員。

○２番（大金　清君）　一般会計補正予算の11ページです。

８款１項５目の災害対策費の内訳をお伺いしたいと思います。

１点です。

○議長（鈴木　繁君）　総務課長。

○総務課長（岩村房行君）　それでは、ご質問の災害対策費の内訳についてご説明いたします。

１つは、消耗品ですが、こちらは避難所職員用の防護服セット、それから避難所配布用のマスクを計上してございます。それから、備品購入費でございますが、こちらはプライベートルーム４張り、それから組立て式の間仕切り80張りを計上してございます。

以上です。

○議長（鈴木　繁君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木　繁君）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「すみません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　３番、川俣義雅議員。

本案に対する反対討論を許します。

○３番（川俣義雅君）　５月25日の全協のときにも発言しましたけれども、この補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応ということで出されていると思います。

その中で、先ほども質問がありましたけれども、スマート農業推進に対して700万ですか、出すということなんですが、これがなぜ新型コロナウイルス感染症対応なのかということで質問をしましたけれども、納得できる答えは返ってきませんでした。

魅力ある農業を目指してということなんですが、これに関係する人は非常に少ないと思います。一般の農業やっている方が、今このコロナウイルス感染症でどのように困っているのか、そういうこととはちょっと無縁な、そういう対策であると思います。

それで、これはこの機会に補正予算で出してしまおうという、そういうことではなくて、最初から一般会計として年度当初に、３月の時点で提出すべきものというふうに思いますので、私はこのスマート農業に関して反対をいたします。

○議長（鈴木　繁君）　続いて、本案に対する賛成討論を許します。

７番、益子明美議員。

○７番（益子明美君）　本案に対する賛成討論を行います。

ただいま川俣議員からありましたスマート農業推進事業が、なぜ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業メニューに組み込まれているのか疑問であるということがありましたけれども、中小企業等支援交付金の中には農業者等が含まれません。今回は農業

関係者の方たちにも、この臨時交付金のＶ字回復に向かって、アフターコロナ、ポストコロナ対策の一つとして、スマート農業推進事業というようなメニューがあります。そういったものにいち早く臨時交付金を当町として充てたということも、ひとつ臨時交付金の事業概要としては必要ではなかったかというふうに思います。

ＧＩＧＡスクール構想、それから中小企業支援、今いる方々に直接届く支給をいち早くすることと感染症対策を拡大することの防止、そしてＶ字回復に向けてスマート農業に関する促進事業などを充てたバランスのよい交付金事業計画であったのではないかということで、賛成討論といたします。

○議長（鈴木　繁君）　討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は１件ごとに行います。

議案第６号　令和２年度那珂川町一般会計補正予算（第２号）の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木　繁君）　起立多数と認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号　令和２年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木　繁君）　日程第12、議案第８号　馬頭中学校校舎改修工事（Ａ棟）第Ｉ期の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました議案第８号　馬頭中学校校舎改修工事（Ａ棟）第Ｉ期の請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、５月12日に開札を行いました。その結果、川崎工業株式会社が１億1,220万円で落札いたしました。

次に、工事の内容でありますが、本工事は、昨年度に補正予算の議決をいただき、繰越事業として、老朽化した教育施設の整備を目的に校舎の改修工事を実施するものです。

地方自治法第96条第１項第５号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木　繁君）　学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君）　補足説明を申し上げます。

お手元の議案第８号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、馬頭中学校校舎改修工事（Ａ棟）第Ｉ期。契約の方法、一般競争入札。契約金額、１億1,220万円。契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町馬頭422番地、川崎工業株式会社、代表取締役、柳田　康です。

入札の経過ですが、４月10日に入札公告を行い、４月24日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、５月11日を提出期限として郵便入札により実施し、入札参加者２社の立会いの下、５月12日に開札を行いました。開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、５月14日に川崎工業株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は１億437万円であり、落札率は97.73％でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から７日間以内に当たる５月25日に締結いたしました。

裏面をご覧ください。

次に、契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額１億200万円に消費税相当額1,020万円を加えた１億1,220万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那珂川町馬頭2558番地10です。

工事概要は、改修建物、Ａ棟、ＲＣ造、３階建て、1,700平方メートルで、建築工事１式、電気設備工事１式、機械設備工事１式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から３日を経過した日とし、完成日を令和２年12月10日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第８号　馬頭中学校校舎改修工事（Ａ棟）第Ⅰ期の請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木　繁君）　日程第13、議案第９号　小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第Ⅱ期の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君）　ただいま上程されました議案第９号　小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第Ⅱ期の請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、５月12日に開札を行いました。その結果、鈴木建

設株式会社が１億2,100万円で落札いたしました。

次に、工事の内容でありますが、本工事は、昨年度に補正予算の議決をいただき、繰越事業として、老朽化した教育施設の整備を目的に校舎の改修工事を実施するものです。

地方自治法第96条第１項第５号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木　繁君）　学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君）　補足説明を申し上げます。

お手元の議案第９号をご覧ください。

契約の締結内容は、契約の目的、小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第Ⅱ期。契約の方法、一般競争入札。契約金額、１億2,100万円。契約の相手方、栃木県那須郡那珂川町富山178番地、鈴木建設株式会社、代表取締役、鈴木雅仁です。

入札の経過ですが、４月10日に入札公告を行い、４月24日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、５月11日を提出期限として郵便入札により実施し、入札参加者２社の立会いの下、５月12日に開札を行いました。開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、５月14日に鈴木建設株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は１億1,198万円であり、落札率は98.23％でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から７日間以内に当たる５月25日に締結いたしました。

次に、契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額１億1,000万円に消費税相当額1,100万円を加えた１億2,100万円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事箇所は、那須郡那珂川町小川3033番地です。

工事概要は、改修建物、管理室棟、ＲＣ造、３階建て、2,151平方メートルで、建築工事１式、電気設備工事１式、機械設備工事１式を行うものです。

工期は、着手日を議会の議決を得た日から３日を経過した日とし、完成日を令和２年12月10日といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木　繁君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第９号　小川中学校校舎改修工事（管理室棟）第Ⅱ期の請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木　繁君）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木　繁君）　以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和２年第３回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　零時０８分